

# 青森県報

第十三号

令和元年  
六月三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一
- 廃川敷地等の公示の廃止……………(河川砂防課) ……三
- 廃川敷地等の公示……………(同) ……三

### 公 告

- 製菓衛生師試験の施行……………(保健衛生課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第九十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和元年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、三五〇・二二

岩木川下流	〃	四七四・八一
岩木川上流	〃	一、〇〇七・〇三
平川	〃	四一六・六三
浅瀬石川	〃	四一二・一六
今別川(蟹田川)	〃	一、〇一〇・一一
青森地区	〃	七三三・二〇
下北東部	〃	一、一二六・二六
下北西部	〃	八六四・三六
上北地区	〃	一四四・八〇
七戸川	〃	五六二・四三
奥入瀬川	〃	三九八・五九
馬淵川下流	〃	九〇七・八八
新井田川	〃	一四〇・八五
中村川(笹内川)	土砂流出防備保安林	一五六・七二
岩木川下流	〃	二八四・四八
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四二・〇六

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川(蟹田川)	浅瀬石川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七九・三六	九〇・七八	〇・六二	一〇〇・〇〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	八四・一七

上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八

八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃
一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇六・〇二	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六

三戸郡階上町	〃	三・七六
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区 保健保安林	一五九・一四	
南部地区	〃	九八・五二

青森県告示第九十八号

平成三十年五月一日青森県告示第三百五十八号（廃川敷地等の公示）は、廃止する。

令和元年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川岩木川水系浅井川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年五月一日

- 三 廃川敷地等の位置  
平川市尾崎木戸口、平川市尾崎沢部地内
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
宅地 一、七二七・五九平方メートル

公 告

製菓衛生師試験の施行

令和元年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

令和元年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和元年八月二十二日（木）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁西棟八階大会議室

二 受験願書受付期間

令和元年七月十二日（金）から同月二十六日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話〇一七―七三四―九二一四）に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月四日から同年七月一日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭